

学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

学校として、「いじめは行ってはならないもの」ととらえ、「いじめは許さない」という強い意識を全職員が持ちながら組織的・計画的に取り組んでいく。

2 いじめ未然防止のための取り組み

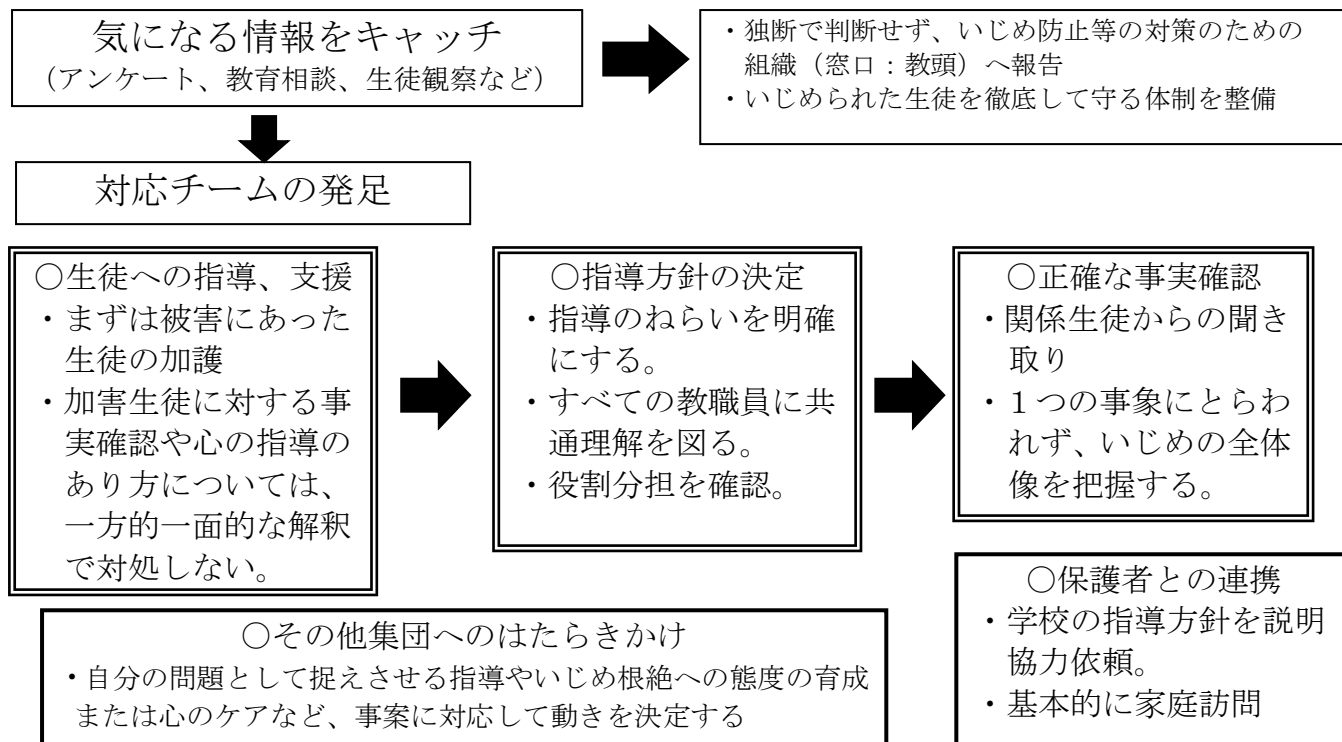
いじめはどの子にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が計画的に、検証しながら取り組みを進める。

- (1) わかる授業づくり
 - ・特別支援教育の視点に配慮した「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり。
 - ・生徒に自己存在感を与えること、共感的人間関係を育成すること、自己決定の場を与え、自己の開発を援助することの3つの視点に留意する。
 - ・学びあい学習（対話）の仕組み、教職員同士の学びあいで互いの授業を気軽に参観できる体制づくりの推進。
- (2) 心を育てるはたらきかけ
 - ・自他を大切にすることや他の人の痛みを感じる心を培うため、道徳教育のねらいに沿った指導を展開し心の教育を充実させる。
 - ・集団生活のあり方や個人の行動を改善していく力を培うため、「為すことによって学ぶ」特別活動の特質を考慮しながら、構成的グループエンカウターのエクササイズを取り入れるなどして自己有用感を育む。
- (3) いじめ防止のための組織
 - ・学校に「いじめ防止対策委員会」を置く。構成員は、主任会（校長・教頭・教務主任・各学年主任）・生徒指導主任・教育相談担当、養護教諭、学校配置スクールカウンセラーとする。
 - ・多様な角度から綿密な情報交換を行うとともに、いじめの未然防止のための効果的な指導法等について検討して共有する。
- (4) 生徒の主体的な取り組み
 - ・生徒会の活動場面において、キャンペーン等の主体的な意欲喚起を図る。
 - ・学級・学年の活動場面において、自分たちの課題を主体的に解決させていく体験を積む。
- (5) 家庭・地域との連携
 - ・各家庭と担任（または関係教員）との良好なラポートを保ち、必要な情報を常に共有するように努める。
 - ・地域にもアンテナを高く張り、いろいろな角度から生徒像を結んでいくように努める。

3 早期発見の在り方

- (1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応
 - ・教員は生徒のささいな変化に気づく観察眼と心を持ち、気づいた情報を他の職員と共有したりすり合わせたりしていく。また、生徒が声を出しやすい関係づくりを行う。
 - ・「こころの日」のアンケート、教育相談やスクールカウンセラーによる相談に加えて、被害者本人以外からの情報も大切にしていく。
 - ・担任・保護者だけでなく多方面から気になることを日常的に共有できる組織づくりに努める。
- (2) 相談窓口などの組織体制
 - ・担任、養護教諭は1番の相談窓口であることを意識した対応に努める。また、部活動顧問、学年主任などそれぞれの立場に応じて相談を受ける姿勢をもつ。
 - ・教育相談担当はスクールカウンセラーも含めて学校全体をコーディネートしていく窓口となる。
- (3) 地域や家庭との連携について
 - ・主として教頭が担当している諸会合においても自由に情報が入るように配慮する。
 - ・家庭については担任が第一の窓口であるが、学年主任や部活動顧問なども合わせて、どこからでも情報が入るようにしておく。
 - ・家庭で子どもの気になる様子があれば、すぐに学校に相談（電話・面談）するように周知する。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）



★ネットいじめへの対応

- ・見えにくさ、流通性、匿名性、記録性などに配慮しながら情報収集を心がけ対応を進める。
- ・情報モラル教育を可能なところから進めていく。

5 重大事態への対処

- (1) 調査組織の設置（法28条：必置）と調査の実施（市教委と協議の上、確認）
 - ・いじめの事実あるいは疑いがある事例が生じた場合は、速やかに学校長の下に調査委員会を組織する。メンバーは、学校の「いじめ防止対策委員会」を基本として必要に応じて委員を補充する。調査については市教委の指導を仰ぎながら決定する。
- (2) 重大事態の報告
 - ・市教委の指導を受けながら速やかに報告する。
- (3) 外部機関（市教委・警察等）との連携
 - ・事件性を鑑みながら市教委の指示によって動く。

6 教育相談体制・生徒指導体制

- (1) 教育相談体制と活動計画
 - ・定期的な教育相談を大事にするとともに、小さな異変を感じたときの相談等、校内の多様な角度から情報を得て日常的に教育相談が機能するように体制づくりと活動計画作成を行う。
- (2) 生徒指導体制と活動計画
 - ・生徒指導事象を「いじめが潜んでいないか」というフィルターにかけてみる体制を組む。

7 校内研修

- (1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画
 - ・いじめについて組織的・計画的に研修計画を組む。スクールカウンセラー等の専門的な立場からも指導助言をもらいながら進める。

8 学校評価と教員評価

- (1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方
 - ・一度いじめが起きれば、それまでのすべての良さが消えてしまうという思いを強くもち、学校評価の視点の最上位にいじめを置く。
- (2) 地域や家庭との連携
 - ・一度いじめが起きれば、それまで積み上げてきた学校に対する信頼が大きく揺らいでしまうという認識の下で学校評価や教員評価を実施して、生徒に対する指導に返していく。
- (3) 校内におけるいじめの防止に対するPDCAサイクル
 - ・起きてからでは遅いという意識でサイクルを回す。起きてしまった場合は、すぐ修正を加える。